

佐賀県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年五月二十七日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県規則第三十六号

佐賀県行政組織規則の一部を改正する規則

佐賀県行政組織規則（平成十六年佐賀県規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第一条の次に次の一条を加える。

（防災監）

第一条の二 知事の権限に属する事務のうち、防災に関する事務について、佐賀県本部設置条例（平成十六年佐賀県条例第二号）により設置された本部（以下「本部」という。）を指揮監督するため防災監を置き、知事が指名する副知事をもって充てる。

第二条中「佐賀県本部設置条例（平成十六年佐賀県条例第二号。以下「本部設置条例」という。）により設置された」を削る。

第三条第一項中「本部設置条例により設置された」を削る。

第二十一条第三項及び第十三項中「国民保護・防災監」を「国民保護・防災対策監」に改める。

第三十条中「本部設置条例」を「佐賀県本部設置条例」に改める。

附 則

この規則は、平成二十三年五月二十八日から施行する。